

令和 5 年度 日本医師会事業計画

日本医師会は国民の生命と健康を守り、医師の医療活動を支えるという医師会の使命を果たすべく、地域医師会をはじめ関係各所との一層の連携深化を図り、医療政策等の提言及びその実現に向けた取り組みを行っていく。

医療界が求める政策を実現していくためには、医師会の組織強化に向けて実効性のある取り組みを実施していくなかで、医師会がすべての医師を代表する組織として、そのプレゼンスを高めていくことが重要である。とりわけ、これからの医療を担っていく若手医師が医師会活動に参画する意義は大きいことから、医学部卒後 5 年目までの会費減免措置等を活用した入会促進に取り組むと同時に、医師会事業への理解促進並びに帰属意識の醸成を図る。

また、地域医療については、地域に根ざした医師たちの活躍によってわが国の医療が支えられていることを国民に伝えていくとともに、「地域における面としてのかかりつけ医機能」を発揮し、国民が必要なときに適切な医療を受けることができるよう、取り組みを進めていく。

発生から 4 年目を迎える新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、新たな流行期に備え、コロナ医療と通常医療の両立、感染予防の推進、国民への情報発信などの対応を引き続き行いながら、医師が安心して医療活動を行えるよう、国に対して必要な支援の拡充等を要請していく。

医師の働き方改革については、医師の健康と地域医療の両立という基本理念を堅持するなかで、医療機関勤務環境評価センターにおいて、円滑な評価等業務が行えるよう、令和 6 年度からの新制度の施行に向けて体制を整えていく。

さらに、医療 DX の推進に関しては、安全安心で質の高い医療の提供と医療現場の負担軽減を実現させるため各種提言を行っていく。あわせて、国民や医療機関が混乱を来すことがないように、国に丁寧な対応と理解の醸

成を求めていく。

この他、医療を巡る課題解決はいずれも一朝一夕にはいかないが、日本医師会は積極的かつ機能的な取り組みをもって、国民並びに医師の期待に応えていく。

以上のような認識に基づき、日本医師会は令和 5 年度事業計画として、各種会内委員会等からの提言の積極的活用と、日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化をはじめ、当面する 21 の重点課題について、地域に密着した医師会活動を基本に、その関連諸施策の推進を図る。

あわせて、『日本医師会綱領』の精神を遵奉しながら、わが国の医学・医療の向上に尽力していく。

○ 重点課題一覧

1. 医療政策の提言と実行
2. 医の倫理・医療安全対策の推進
3. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実
4. 新興・再興感染症への取り組み
5. 人生 100 年時代に向けた予防・健康づくりの推進
6. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進
7. 医師の働き方改革への取り組み
8. 生涯教育の充実・推進
9. 日本医学会とのさらなる連携の強化
10. 医療 DX の推進
11. 広報活動の強化・充実
12. 国際活動の推進
13. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み
14. 医療関係職種等との連携及び資質の向上
15. 医業税制と医業経営基盤の確立
16. 医師年金の運営強化と会員福祉施策の充実
17. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮
18. 大規模災害対策
19. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化
20. 日本医師会女性医師支援センターの運営
21. 日本医師会電子認証センターの運営

1. 医療政策の提言と実行

日本医師会は、国民皆保険を堅持することはもとより、国民の生命・健康を守るため、医療政策の提言を行っていく。

地域から医療現場の総力を結集した医療政策を提言し、政府等に働きかけるとともに、会員や国民に記者会見などを通じて広く情報を発信していく。

2. 医の倫理・医療安全対策の推進

『医の倫理綱領』、『医師の職業倫理指針』等を広く周知徹底し、より実践的な医の倫理の向上を図り、医師の自浄作用を活性化していく。

また、患者の安全確保と医療の質の向上を、最優先課題として取り組む。

医療事故調査制度の円滑な運営に向けては、とりわけ医療事故調査等支援団体相互の連携を通じて、国民の信頼に応え得る体制を構築できるよう、都道府県医師会や郡市区等医師会、関連する学会・団体等と積極的な取り組みを推進していく。

さらに、医療従事者の安全確保策を講じることは、患者が安全・安心な医療を受けられる基盤になるとの観点から取り組みを推進し、被害防止のための知識や知見について具体的な提言を行う。

3. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実

すべての国民への平等で良質なサービスの提供を目指し、地域における保健・医療・福祉の連携と、医師会が中心となった医療関係職種間の連携を推進する。また、かかりつけ医機能を中心に据えた、主に診療所や中小病院によって担われる地域医療のさらなる充実を目指す。とりわけ医師会共同利用施設を地域医療・地域保健の中核的役割を担う拠点として、地域医師会のリーダーシップの下、かかりつけ薬剤師のいる薬局との連携にも取り組む。

医師の需給・偏在問題については、プロフェッショナル・オートノミー

を基本に、地域特性に基づく医師確保対策の実施や多職種連携等により、その解消に努めていく。

平時の医療提供体制の余力こそが、有事の際の対応力に直結する。その視点に立ち、これからの医療提供体制については、超高齢社会の到来と少子化による人口減少のなか、新興感染症等のまん延や大規模災害にもしなやかに対応できるよう、地域医療の強靱化を図る。

特に地域医療構想については、目標年度となる2025年以降を見据えた、将来の医療提供体制の確立に向けて、地域の実情に十分応じた仕組みとなるよう、引き続き国に対し提言していく。

外来機能の分化・連携については、医療機関の意思によることを前提として、外来機能報告のデータ等をもとに、各地域の医療提供体制と調和のとれた仕組みになるよう、引き続き国へ提言していく。

また、有床診療所の意義や重要性を引き続き情報発信していくことで、安定的・継続的にその機能が果たせるよう努めていく。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、第8次医療計画や第9期介護保険事業（支援）計画に関する検討、障害者・医療的ケア児等への対策を踏まえ、地域包括ケアシステムの仕組みのなかで、共生社会実現のため、機能分化された医療提供体制や地域連携が“まちづくり”に資するものになるよう、都道府県医師会及び郡市区等医師会との緊密な連携を通じて支援する。

以上、これらの取り組みが各地域においてそれぞれの実情に応じて推進されるよう、地域医療介護総合確保基金の確保・充実や柔軟な運用の実現に努める。

かかりつけ医機能研修制度の実施や研修会を開催する等、地域包括ケアの深化・推進に取り組む。また、かかりつけ医機能を推進する観点からも、オンライン診療については、対面診療の補完であるとの原則を堅持し、解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合にオンライン診療で補完していくことへの支援に努める。

外国人医療については、訪日外国人旅行者に対する医療提供体制のあり方や医療費の未収金問題などの課題等について、今般の新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、引き続き、国に提言していく。また、在留外国人に対する医療の提供についても、きめ細かい対応を要請していく。

薬務については、現在、その環境が急速に変化し、生命倫理を根底に据えた基礎的研究から応用、非臨床、臨床研究・治験、薬事承認、医療利用という一連の大きな流れのなかで、より機動的な対応が重要である。そのため、地域医療における医薬品等の安定・円滑な使用を担保できるよう、医師会が中核となって、薬局や薬剤師等の医薬品等に係るステークホルダーとの連携においてリーダーシップを発揮し、臨床現場の実態を踏まえた取り組みを進めていく。また、関係府省庁における疾病の予防、治療及び公衆衛生等に関する重要事項の調査審議への参画並びに研究者が計画する医学系研究について、倫理的・科学的観点から実施の適否等に関する審査支援を行う。

産業医については、全国の産業医部会等のネットワーク化を通じて、労働現場の第一線で活動していくための支援体制の充実・強化を図る。

この他、関係団体や行政等との連携・協働をもって、以下に係る取り組み等を推進することで、かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実を目指す。

- ・ 公衆衛生の向上
- ・ 少子化対策への取り組み
- ・ 成育基本法に係る取り組み
- ・ 児童虐待防止対策に係る取り組み
- ・ 健診標準フォーマットの普及による保健情報の一元的管理等を通じた生涯保健事業の体系化に向けた取り組み
- ・ 適切な予防接種施策
- ・ 禁煙対策・受動喫煙防止対策
- ・ 産業保健活動（地域産業保健センター活動、職場の健康相談、産業医

活動)

- ・健康スポーツ医活動
- ・学童期前の保健と学校保健への取り組み（学校健診、学校医活動、健康教育）
- ・環境問題に係る取り組み
- ・臨床検査精度管理調査
- ・いわゆる健康食品等への安全対策（国民のヘルスリテラシーの向上を含む）
- ・医療機関等における廃棄物の適正処理対策（水銀廃棄物の回収促進を含む）
- ・国・決済事業者・病院団体等と連携した医療機関におけるキャッシュレスの適切な普及

4. 新興・再興感染症への取り組み

医療法の改正では、医療計画上のいわゆる「5疾病5事業」に6番目の事業として新興感染症等の対策が追加されるとともに、感染症法等の改正法案の成立により、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等が推進されていくこととなる。

感染症のまん延による「医療崩壊」を防ぐには、新興感染症等への対応とそれ以外の通常医療とが両立し得る医療提供体制を確保することが重要である。また、予防計画と医療計画との整合を図り、平時から各地域における役割分担と連携等の体制を整備していく必要がある。

改正医療法の当該部分や改正感染症法等の大部分の施行は令和6年4月であるが、今般の新型コロナウイルス感染症対策（保健・医療提供体制確保計画の策定等）からの教訓を踏まえ、重症者、中等症者、軽症者や無症状者への医療・健康観察や後方支援、また新興感染症等以外の通常医療といった役割分担、都道府県医師会と行政との緊密な連携、国民・メディアへの啓発が極めて重要であるとの観点から、必要な施策を前倒ししながら

ら、新興感染症等に対する医療提供体制の構築を推進していく。

また、コロナ禍における財政支援のように、各地域の医療提供体制を持続していくには国の予算措置（PPE 治療薬等の無償供給を含む）が不可欠である。そのため、国への要望活動等を継続するとともに、次の新興感染症の拡大にも備える。

さらに、都道府県医師会、「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議」構成団体等の医療関係団体、行政、関係学会・組織との連携を強化するとともに、コロナ対応を契機とした全国知事会や日本経済団体連合会等との連携も深めていく。

あわせて、新興感染症等に対応する医療従事者や医療機器等の確保、地域の連携体制の構築、高齢者・医療的ケア児・外国人等の要配慮者対策を検討していくとともに、各医療機関が連携して地域を面で支えていることを、国民・メディアに広く発信し理解促進に努める。

以上も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の深刻な再拡大や未知の新興感染症のまん延等に備え、医師会組織を挙げて対応する体制づくりについて検討していく。

これらの他、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、様々な状況の変化に柔軟に応じつつ、新たな知見や国の施策も踏まえ、宿泊療養施設や地域外来・検査センター等への COVID-19 JMAT（新型コロナウイルス感染症対応日本医師会災害医療チーム）の派遣や都道府県医師会・郡市区等医師会、関係団体との連携をはじめ、引き続き対策を講じていく。

5. 人生 100 年時代に向けた予防・健康づくりの推進

超高齢社会のあり方等を考えたとき、その基盤となるのは、国民が健康であることであり、疾病を抱えても自分らしく生活できることが重要である。

個々人に対して生涯を通じて全人的に関わる存在が、かかりつけ医である。地域、性別、経済状態等による健康格差も指摘されているなか、日本

医師会はかかりつけ医の視点を踏まえた質の高い予防・健康づくりを推進するとともに、そのエビデンスの確立についても、あわせて取り組んでいく。

また、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期というライフサイクルに応じた「生涯保健事業」をよりの確に実施し、そのデータを一元的に管理できるよう、取り組みを進めていく。

さらに、健康スポーツ医の積極的活用、生活習慣病対策や健康経営の浸透など、国民の健康寿命を延伸する政策を実行していく。

6. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進

『日本医師会綱領』を基本理念に、真に国民に必要な保健・医療・福祉の実現を目指していくため、医療関連団体をはじめ様々な分野の団体とも連携を深めていく。

あわせて、医師会間の一層の連携強化と公益性の深化を図るための具体的方策の検討を進めるとともに、日本医師会及び都道府県医師会との会員情報の連携を一体的に進め、情報の一元化も含め、相互利用に向けた取り組みを推進する。

また、医師会への入会促進については、特に、医学部卒後5年目までの会費減免の対象となる医師の参画を得るための取り組みを加速する。当該会費減免期間中の医師会員に対しては、各地域医師会との一段の連携を深め、医師会活動への理解醸成に努めるなかで、医師会員として定着してもらうための取り組みを進めていく。

勤務医については、労働環境の改善を図るため、会内の関係委員会で検討を行う。また、勤務医の意見を広く汲み上げるとともに、医師会活動への積極的な参画を呼びかける。

女性医師については、日本医師会女性医師支援センターを中心に就業支援策等を講じる他、男女共同参画の理念の下、会内委員会に女性医師を積極的に登用するなど、医師会活動への参画に向けて、引き続き取り組んで

いく。

医学生については、医師会活動への理解の深化を図るとともに、必要な支援を継続して行う。

以上のような取り組みの紹介をはじめ、日本医師会に入会する意義・必要性等をわかりやすくまとめた冊子を広く配布するとともに、勤務医、女性医師、研修医、医学生それぞれのニーズに応える取り組みをより一層推進していくことで、さらなる組織強化を目指していく。

7. 医師の働き方改革への取り組み

令和6年4月から医師の働き方改革の新制度がスタートする。

年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える医師が在籍する医療機関は、医療機関勤務環境評価センター（以下、評価センター）による労働時間短縮の取り組みの評価を受け、その後、都道府県による指定を得る必要がある。

日本医師会は国から評価センターの指定を受け、令和4年10月には医療機関からの評価申請の受付を開始したが、新制度の施行に向けて評価センター業務を周知し、円滑に評価等業務が進むよう取り組んでいく。

医師の働き方改革を進めるための他の職種へのタスクシフト／シェアについては、医療安全の確保を第一に実施し、引き続き医師によるメディカルコントロールの下でのチーム医療を推進していく。

これらの取り組みにあたっては、「医師の健康確保と地域医療の両立」という基本理念の下、働き方改革が地域医療に影響を及ぼさないよう、現場の声に耳を傾けながら、細心の注意を払っていく。

8. 生涯教育の充実・推進

日本医師会生涯教育制度については、会員・非会員を問わず、多くの医師が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう広く周知し、制度のさらなる定着を図る。

また、『日本医師会雑誌』のさらなる充実を図るとともに、掲載している生涯教育「問題解答」やeラーニングの他、「日本医師会 Web 研修システム」の都道府県医師会及び郡市区等医師会等への展開など、引き続き履修環境の整備に努めると同時に、全国医師会研修管理システムのより一層の活用を促進する。

「指導医のための教育ワークショップ」については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、引き続き日本医師会主催で実施するとともに、都道府県医師会が開催するものについても支援を行っていく。

専門医制度については、プロフェッショナル・オートノミーに基づき、引き続き医学界・医療界が協調して、質の高い専門医の育成を目指しつつ、医師の地域偏在等を助長することがないように、地域医療への影響を配慮しながら適切な運営を支援する。

電子書籍サービス「日医 Lib」については、『日本医師会雑誌』をはじめ、都道府県医師会発行物を順次掲載するなど、コンテンツの充実に努めていくとともに、今後、より多くの会員に利用されるよう積極的な広報に努める。

9. 日本医学会とのさらなる連携の強化

日本医師会と日本医学会が相携え、わが国の医学・医術のさらなる発展に貢献するとともに、安心・安全で良質な医療の確保と推進を目指す。

また、日本医学会が主催するシンポジウム、公開フォーラム、並びに令和5年度開催の第31回日本医学会総会2023等に対して、積極的な支援を行う。

さらに、社会性の高い問題にあたっては、緊密な連携の下に適正な対応を図るとともに、日本医学会を通じ各学会員に医師会活動の啓発を行うことで、相互連携の強化を図る。

10. 医療 DX の推進

日本医師会が目指す医療 DX は、IT 化により業務の効率化や適切な情報連携などを進めることで、国民・患者への安全で質の高い医療の提供及び医療現場の負担軽減を実現することである。その達成のため、政府の医療 DX 推進本部が掲げる「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化」、「診療報酬改定 DX」が適切に進展するよう、具体的な提言を行う。

加えて、HPKI（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）の普及、活用など、国民・患者のプライバシーや機微情報をしっかりと守るための高いセキュリティを確保した上で、医療情報を医療連携や医学研究のために適切に利活用する環境整備を行い、医療の質や安全性の向上を図る。

また、医療機関単位のサイバーセキュリティの確保に資するべく、国の重要インフラである医療分野のセプター事務局として、関連情報の共有を構成団体と進めるとともに、令和 4 年 6 月に創設した日本医師会サイバーセキュリティ支援制度などを通じて、会員医療機関の支援に努める。

さらに、医療に関する AI の適切な普及、発展に向けて、高度健康医療支援システムの基盤整備を進めるため、日本医師会 AI ホスピタル推進センター事業の法人化を検討し、関係府省庁、並びに、各種団体と協力・推進していく。

11. 広報活動の強化・充実

日本医師会の主張や見解を国民に浸透させていくため、定例記者会見を実施し、その内容を『日医ニュース』、「日医君だより」、「日本医師会の公式動画配信サイト」を通じて広く伝えていく他、会内委員会の審議概要についても、「日医君だより」を通じて適宜速やかに配信し、会員との情報共有に努める。

また、日本医師会の公式動画配信サイトに掲載する動画の質・量両面の充実に取り組んでいくとともに、会員医療機関の待合室などで活用できる

よう、希望者にそのデータの提供も行っていく。

その他、「日本医師会 赤ひげ大賞」、「生命（いのち）を見つめるフォト&エッセイ」等の顕彰事業や国民向けのイベントの開催なども引き続き実施し、国民と医療関係者のより良い信頼関係の構築を目指していく。

12. 国際活動の推進

グローバル・ヘルスを国際活動の主軸として推進するため、国際組織や各国医師会との連携を深める。

アジア大洋州医師会連合（CMAAO）では、その事務局として各国間の情報交換を活発にし、組織のさらなる活性化を支援していく。この地域のプラットフォームから、世界医師会（WMA）に対し、積極的な提言を行っていく。また、WMA では理事国としてその存在意義を高め、より大きな成果がもたらされるよう、引き続き活動を積極的に支援していく。

国際保健検討委員会においては、国際保健と地域医療におけるデジタルヘルスの機会と課題について検討し、WMA 及び CMAAO と連動して、活動をより一層強化していく。

次世代につながる国際保健の人材育成に貢献しているハーバード大学 T.H.Chan 公衆衛生大学院武見国際保健プログラムについては、日本人研究者の応募、選考などを含めて日本医師会が主導的運営を行い、同大学院との連携、協力関係を維持していく。

日本医師会が日本医学会との協力により発行している英文医学総合ジャーナル『JMA Journal』については、引き続き国内外への周知に努めるとともに、内容のさらなる充実を目指す。

その他、日本医師会英文ホームページを通じて、日本医師会の国内外の活動及び情報を紹介していく。

13. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み

国民が住み慣れた地域において、質の高い医療・介護を受けられるよう、

地域包括ケアシステムを構築し、かかりつけ医を中心とした地域における必要な医療・介護連携を確保するために、関係各部署間の連携を密にし、国民の多種多様なニーズに応えていく。

特に、地域包括ケアシステムの構築に向けては、住民を主体として、地域医師会が行政や多職種と連携・協働して取り組むことが必要不可欠である。そのため、市区町村が実施する地域支援事業における、地域リハビリテーション活動支援事業等の一般介護予防事業や在宅医療・介護連携推進事業といった施策等に、都道府県及び郡市区等医師会が積極的に関わることを支援する。

令和6年度の医療と介護の同時改定に向けて、会内委員会における検討の他、中医協や介護給付費分科会等での検証・検討を踏まえた上で、コロナ禍において国民にとってより良い体系となり、地域における医療・介護サービスの適切な提供を可能とする制度となるよう対応していく。

また、令和6年度の介護保険制度改正についても、2040年を見据えた制度のあり方、介護施設・事業所の安定した運営、認知症施策、介護人材等について国へ提言していくとともに、コロナ禍の影響を鑑みつつ、介護保険制度が利用者のより一層の尊厳の保障と自立支援に資するものとなるよう支援していく。

指導、監査、施設基準の適時調査の運用の見直しについて、引き続き厚生労働省当局と協議を行い、改善を図る。審査支払機関の諸問題についても現場で混乱が起きないように引き続き働きかけていく。

14. 医療関係職種等との連携及び資質の向上

新型コロナウイルス感染症に関連し、必要な医療人材の確保に向け、引き続き厚生労働省と連携の上対応する。

看護職員の確保・養成については、第一義的には国の責任であることを基本とし、地域包括ケアシステムを支える人材の確保に多大な役割を果たしている医師会立看護師等学校養成所への支援（財政支援や実習施設の確

保等)を求める。准看護師養成制度を引き続き堅持し、医師会立看護師等学校養成所に対する支援を行う。

日本准看護師推進センターについては、引き続き准看護師試験事務の円滑な実施に向けて支援を行う。

医療機関における業務を担える薬剤師の雇用推進については、偏在の解消及び適切な財源の確保・配分を国に働きかけていく。

病院や診療所の医師の事務負担を軽減し、医師が本来の専門的、社会的活動に専念できるよう、日本医師会の認定機関における医療秘書養成を拡充し、基礎的な医学知識や秘書技能を備え、最新の情報処理・管理に精通した人材を養成していく。

15. 医業税制と医業経営基盤の確立

医療機関の経営の安定・充実に向けて、医業経営に関わる税制の他、地域医療確保に資する税制などについて検討を進める。

控除対象外消費税問題については、今後の増税に向けて課税制度も含め引き続き要望の検討を行う。あわせて、診療報酬への消費税分上乗せについての検証等がしっかりと行われるよう注視する。また、事業税特例措置、四段階制の存続、事業承継税制の改善等を引き続き要望する。

税制要望については、今後とも都道府県医師会、郡市区等医師会の理解と協力の下、関係各方面に積極的に働きかけを行っていく。

国民が必要な医療を受けることができる地域医療の確保のため、物価上昇や新型コロナウイルス感染症により事業環境の大きな変化に直面する医療機関の経営支援について、必要な情報提供に取り組むとともに、必要な公的支援策の決定を目指して働きかけを行っていく。

16. 医師年金の運営強化と会員福祉施策の充実

医師年金の運営については、加入者・受給者の事務処理の一層の円滑化を心掛け、業務体制及びシステム対応の充実に努めていく。

年金資産の運用については、運用の成果を運用機関の継続的なモニタリングにより測定しながら、安定的・効率的な運用の実現を図る。

また、令和6年度に実施を予定している年金資産運用の配分見直しに向けて、検討ワーキングを立ち上げる。

普及推進面では、より多くの新規加入者を獲得することを目的に、マーケティング分析結果を踏まえた効果的な普及推進策を実施し、中期的に新規加入者年間1,000名を安定的に実現する体制を構築する。

さらに、加入者が加入内容を照会できるよう、ホームページを拡充する。

会員福祉については、提携ホテルでの宿泊価格特別割引サービスについて、提携ホテル数の拡充及び予約システムの利便性向上を図る。

17. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮

本事業による医療事故・紛争の適切な解決を通じ、医師と患者の信頼関係の構築に資するとともに、会員相互の連帯に基づく都道府県医師会との緊密な連携により、医療提供基盤の安定化を図る。

また、医師会のさらなる組織強化に向けた取り組みと、今日の高額賠償化の現状や管理者責任への備えに対し、日医医賠償特約保険の加入者の増加に努め、健全な制度運営と拡充を図る。

さらに、医賠償保険制度における「指導・改善委員会」を通じた医師会内の自浄作用活性化を目指し、医療事故・紛争低減に向けた取り組みを推進していく。

18. 大規模災害対策

被災地域の復興にあたっては、“まちづくり”の中心に医療提供体制を据えることが重要であり、引き続き必要な提言を政府並びに関係各方面に行っていく。

日本医師会は、災害対策基本法上の指定公共機関の指定及び被災者健康

支援連絡協議会の代表の立場で会長が中央防災会議委員の任命を受けている。これらの責務を果たすため、東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の経験を踏まえ、南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の地震災害、ハザードマップが改訂された富士山などの噴火災害並びに近年多発する豪雨災害等、今後起こり得る大災害を見据えた災害医療対策として、JMAT（日本医師会災害医療チーム）活動の充実、各種研修の実施を通じた全体的な質の向上、関係機関等との連携、災害医療コーディネート機能の確立、防災訓練（災害時情報共有）の充実などの取り組みを行う。なお、今後の災害医療対策にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含めた新興・再興感染症の流行状況に対応していく必要性を踏まえて、既存の研修プログラムやマニュアル等を適宜見直していく。

また、国の防災行政における医療の位置付け強化を働きかけるとともに、国土強靱化（ナショナルレジリエンス）の一環として、地域の医療機関の耐震化促進や関係法令上の警戒区域に立地する医療機関への支援、要配慮者対策、非常用電源等のライフラインの確保を中心とした地域の医療・介護・福祉の連携に努める。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にも対応した JMAT 活動や避難所等における感染対策の推進に注力する。

さらに、大規模災害により、一度に多数の犠牲者が発生した場合の身元確認及び死体検案について、各都道府県医師会に設置された警察活動に協力する医師の部会等を核とした、全国的な医師の派遣体制を確立する。あわせて、死因究明等推進基本法の施行等も踏まえ、警察庁をはじめとする関係機関、団体、学会等と日本医師会との間での職種横断的な連携体制の強化、発災時の初動体制の構築等に万全を期す。

この他、都道府県医師会及び郡市区等医師会との連携の下、新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療体制の適切な構築・運用に関わっていくとともに、CBRNE テロ災害や集団災害に関する研修を含め、救急・災害をはじめとする対策を進める。

19. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化

国民目線の医療に向けて、エビデンスに基づいた医療政策と医療制度の企画・立案に努める。医療制度、社会保障制度、国民医療費などの中長期的な課題とあわせ、短期的な政策課題に対応するため、調査・研究体制を一層充実強化させる。

また、ビッグデータとして蓄積されつつある国民の医療・健康情報のデータを活用して、医療の向上に資する調査研究を行う。

さらに、医師主導による医療機器の開発・事業化支援事業、かかりつけ医診療データベース研究事業（J-DOME）を推進していく。

これらの成果について、日医総研のホームページ、『日医ニュース』、『日本医師会雑誌』等を利用して情報発信を幅広く展開していく。

20. 日本医師会女性医師支援センターの運営

中核事業である女性医師バンクを広く周知し、さらなる活性化を図る。

また、女性医師にとどまらない、医師全般に対する支援策や、都道府県医師会ごとの医師バンク運営方針に沿った支援策についても検討を進める。

さらに、男女共同参画の理念を踏まえつつ、医師の働き方改革を念頭に置いた女性医師の勤務環境の整備やワークライフバランス等に関する各種講習会での啓発活動を通じて、都道府県医師会、大学医師会、各医学会等の協力の下、女性医師が意思決定の場に参画推進する環境の創出に取り組んでいく。

21. 日本医師会電子認証センターの運営

すべての医師が医師資格証を保有すべく、引き続き、取り組みを推進する。

とりわけ、電子処方箋の制度開始にあたり、HPKIカードとしての医師資格証が必要となることから、その旨をすべての会員に周知し、厚生労働

省とも連携しながら、さらなる普及促進を図る。

加えて、郡市区等医師会との一層の連携を強化するなかで、新たに日本医師会に入会する医師に対し、医師資格証の取得を促進する。

さらに、カードレスで利用できる **HPKI** セカンド電子証明書も同時に発行、普及させるなかで、カード型、カードレス型どちらでも利用可能なソフトウェアの拡充やサービスの開発・提供を行い、医師資格証全体の利便性向上を図っていく。